

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成29年2月20日
【中間会計期間】	第19期中（自 平成28年5月21日 至 平成28年11月20日）
【会社名】	株式会社クスリのアオキホールディングス
【英訳名】	KUSURI NO AOKI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 宏憲
【本店の所在の場所】	石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076 - 274 - 6115
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 グループ管理部門担当 八幡 亮一
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076 - 274 - 6115
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 グループ管理部門担当 八幡 亮一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第17期中	第18期中	第19期中	第17期	第18期
会計期間	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 5月20日	自平成28年 5月21日 至平成28年 11月20日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日	自平成28年 4月1日 至平成28年 5月20日
売上高 (百万円)	22	-	31	47	-
経常利益又は経常損失 () (百万円)	19	-	10	42	0
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失 () (百万円)	15	-	3	3	0
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	3	-	3	3	3
発行済株式総数 (株)	60	-	4,000,000	60	60
純資産額 (百万円)	16,766	-	13,126	16,272	17,089
総資産額 (百万円)	25,361	-	18,833	24,607	25,847
1株当たり純資産額 (円)	279,443,551.80	-	3,281.55	271,210,695.60	4,272.30
1株当たり中間(当期)純利益金額又は純損失金額 () (円)	259,748.13	-	0.97	64,745.58	0.22
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	166,665.00
自己資本比率 (%)	66.11	-	69.70	66.13	66.12
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	16	-	11	8	0
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	15	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	-	9	15	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	26	-	2	0	0
従業員数 (人)	0 (0)	- (-)	18 (2)	0 (0)	4 (0)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 第19期中の中間財務諸表、第17期及び第18期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第17期中については当該監査を受けておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 平成28年5月16日開催の定時株主総会決議により定款を変更し、決算期を3月31日から5月20日に変更したため、第18期事業年度は、平成28年4月1日から平成28年5月20日までの期間となっており、第18期中については中間財務諸表を作成していないため記載しておりません。

7. 当社は平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を66,666株の割合で株式分割を行っております。第18期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり中間(当期)純利益金額又は純損失金額」を算定しております。

また、第18期の1株当たり配当金は、株式分割後で記載すると2円50銭となります。

8. 平成28年8月1日を払込日とする第三者割当増資を40株行っております。

9. 第18期及び第19期中の従業員数は、株式会社クスリのアオキ（以下「クスリのアオキ」という。）からの出向者であります。

2【事業の内容】

当社は、クスリのアオキ株式を含む有価証券の保有及び管理を行っていましたが、平成28年11月21日付で当社を株式交換完全親会社、クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、医薬品・化粧品等の小売業を営む事業会社の株式又は持分を所有することによる支配又は管理を行う持株会社に移行する予定です。

クスリのアオキは、「健康と美と衛生を通じて社会から期待される企業作りを目指すこと」という経営理念に基づいて、医薬品や化粧品を核商品としながら、生活者の利便性も重視して、日用雑貨、食品、小物衣料などの生活必需品を加えた品揃えのあるドラッグストア事業を行っております。ドラッグストアの出店地域は主に北陸3県であり、当該地域におけるドミナント基盤強化を行っております。更に、富山県に隣接する新潟県への出店を継続しており、当該地域においてもドミナントエリアの拡大を行っております。平成28年11月20日現在で北陸3県に173店舗、その他の地域に179店舗の直営店を展開しております。

また、クスリのアオキはセルフメディケーション（自己治療）と医薬分業の受け皿として地域に密着した「かかりつけ薬局」を目指して調剤薬局も展開しております。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年11月20日現在

従業員数（人）	18（2）
---------	-------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーやアルバイトを含む）は、当中間会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間（平成28年5月21日～平成28年11月20日）におけるわが国経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融緩和策等を背景とした企業収益の改善や雇用環境の改善等が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中国等の経済成長の減速など、景気の先行については不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社は、当社を株式交換完全親会社、クスリのアオキを株式交換完全子会社とする平成28年11月21日付の株式交換後の持株会社体制移行の為に準備を行うと同時に、経営指導を開始いたしました。

以上の結果、当中間会計期間における当社の業績は、売上高31百万円、営業損失10百万円、経常損失10百万円、中間純損失3百万円となりました。

売上高は、クスリのアオキからの経営指導料収入と受取配当金収入から構成されておりますが、当該経営指導料収入は、当会計年度中に当社がクスリのアオキの持株会社に移行することを前提とし、経営指導を主とした業務委託契約を、当中間会計期間においてクスリのアオキと締結したことによるものであります。

また、営業損失10百万円は、クスリのアオキの持株会社に移行することを前提として、当社に出向するクスリのアオキ従業員が増加したことから当中間会計期間における出向者給与手当が増えたことによるものであります。

なお、平成28年5月16日開催の定時株主総会決議により定款を変更し、決算期を3月31日から5月20日に変更したため、前事業年度は、平成28年4月1日から平成28年5月20日までの期間となっており、前中間会計期間にかかる中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間との対比は行っておりません。

(2)キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1百万円増加し2百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は11百万円となりました。主な増加要因は、未払金の増加16百万円、賞与引当金の増加2百万円等であり、主な減少要因は、税引前当期純損失10百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の増減はありませんでした。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は9百万円となりました。主な減少要因は、配当金の支払額9百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

生産及び受注の状況については、当社は持株会社であるため、該当事項はありません。

販売の状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」に記載しております。

3【対処すべき課題】

ドラッグストア業界は厳しい出店競争や価格競争、M & Aによる業界再編に加え、他業種の参入によって競争環境が激化しており、今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現させるためには、経営における迅速な意思決定やM & A等を活用した事業規模の拡大を実現できる組織体制が求められています。

当社は、平成28年11月21日付でクスリのアオキの持株会社に移行予定であり、移行後は、当社がクスリのアオキを含むグループ全体の経営戦略機能や経営管理機能を発揮できるよう組織体制の整備を図ってまいります。

さらに、経営の意思決定機能と業務執行機能を分社化することで、今まで以上にコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めてまいります。

なお、クスリのアオキの対処すべき課題については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成28年8月18日提出）及び四半期報告書（平成28年9月30日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は平成28年8月2日提出の有価証券届出書及び平成28年8月19日提出の訂正届出書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、平成28年6月30日開催の取締役会決議に基づき、当社を株式交換完全親会社、クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、同年8月18日の定時株主総会において承認されました。

株式交換の概要は、以下のとおりであります。

(1) 株式交換の内容

当社を完全親会社とし、クスリのアオキを完全子会社とする株式交換

(2) 株式交換の日

平成28年11月21日

(3) 株式交換の方法

株式交換日現在のクスリのアオキの株主名簿に記載又は記録された株主に対して、当社は普通株式27,437,560株を新たに発行し、割当交付します。

(4) 株式交換比率

	当社	クスリのアオキ
株式交換比率	1	1

(5) 株式交換比率の算定根拠

株式交換契約の締結にあたり、当社のフィナンシャルアドバイザーである野村證券株式会社から「当社は、クスリのアオキ普通株式の保有・管理のみを事業内容とする非上場会社であり、株式交換後に当社が保有するクスリのアオキ株式について売却する予定がなく、また、財務状態に重大な影響を与えうる資産および負債を有していないことから、当社株式の価値は、当社の保有するクスリのアオキ株式の価値とほぼ等しく、クスリのアオキの価値に連動すると考えられる」との助言を受けました。

また、クスリのアオキは、本株式交換契約の締結にあたり、上記の野村證券の助言を参考とした他、クスリのアオキの一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、当社に対してデュー・デリジェンスを実施しております。クスリのアオキは、かかるプロセスを踏まえ、当社と慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、クスリのアオキの株主の利益を損なうものではないと判断し、当社及びクスリのアオキは、それぞれ平成28年6月30日開催の両社の取締役会において、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、同日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。

(6) 株式交換完全親会社となる会社の概要

資本金 3百万円（平成28年11月20日現在）

事業内容 有価証券の保有及び管理

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

下記事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者は、当中間会計期間末における資産・負債及び当中間会計期間における収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。

経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果と異なる場合があります。

当社の中間財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等(1) 中間財務諸表 注記事項」に記載しております。

(2) 当中間会計期間の経営成績の分析

経営成績については「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の売上はクスリのアオキからの経営指導料収入及び受取配当金収入から構成されております。このため、クスリのアオキの経営環境及びこれに伴う同社の業績や財政状態に強く影響を受けます。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間会計期間末における総資産は、18,833百万円で、前会計年度末比で7,013百万円(27.1%)減少しております。減少の主な要因は、投資有価証券の減少7,020百万円(27.2%)によるものであります。

負債合計は、5,707百万円で、前会計年度末比で3,050百万円(34.8%)減少しております。減少の主な要因は、繰延税金負債の減少3,070百万円(35.1%)によるものであります。

純資産合計は、13,126百万円で、前会計年度末比で3,962百万円(23.2%)減少しております。減少の主な要因は、その他有価証券評価差額金3,949百万円(23.3%)によるものであります。

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000(注)
計	4,000,000

(注) 当社は、平成28年11月4日開催の臨時株主総会において、効力発生日を平成28年11月21日として当社の発行可能株式総数を80,000,000株とする定款変更をしております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成28年11月20日)	提出日現在発行数(株) (平成29年2月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	31,448,560	非上場(注)1	完全議決権株式であり、 会社法第107条第1項第 1号に掲げる事項を除き (注)1、剰余金の配当 に関する請求権その他の 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式です。単元株式数 は100株であります。
計	4,000,000	31,448,560	-	-

- (注) 1. 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所市場第一部に上場し、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止しました。
2. クスリのアオキが発行した新株予約権は、本株式交換の効力発生日である平成28年11月21日をもって消滅し、同日、当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。「提出日現在発行数」欄には、平成29年2月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

クスリのアオキが発行した新株予約権は、本株式交換の効力発生日である平成28年11月21日をもって消滅し、同日、当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

第1回新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成28年11月20日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	-	77
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	30,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1,803(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成28年11月21日 至平成29年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 1,803 資本組入額 902
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)4

(注)1. 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額(以下、「出資価額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下、「行使価格」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

(当初行使価格)

新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする(1円未満の端数は切り上げるものとする。)。ただし、当該平均値の新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

上記ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

第2回新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成28年11月20日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	-	241
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	48,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	2,453(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成28年11月21日 至平成30年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 2,453 資本組入額 1,227
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)4

(注)1. 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価格」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

(当初行使価格)

新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値の新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

上記 ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

第3回新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成28年11月20日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	-	145
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	14,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	6,125(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成29年10月1日 至平成31年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 6,125 資本組入額 3,063
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)4

(注)1. 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額(以下、「出資価額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下、「行使価格」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

(当初行使価格)

新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする(1円未満の端数は切り上げるものとする。)。ただし、当該平均値の新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

上記ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成28年7月30日 (注)1	3,999,900	3,999,960	-	3	-	-
平成28年8月1日 (注)2	40	4,000,000	0	3	-	-

(注)1. 当社は平成28年6月28日付の株主総会決議により、平成28年7月30日を効力発生日として、当社の株式1株を66,666株の割合で株式分割する旨の決議を行っております。

2. 当社は平成28年6月28日付の株主総会決議により、払込日を平成28年8月1日とする、第三者割当増資により、発行済株式総数が40株、資本金が0百万円増加しております。なお、1株当たりの発行価格は6,420円となります。

3. 当社とクスリのアオキとの株式交換効力発生日である平成28年11月21日付で、発行済株式総数残高が増加したことにより、平成29年1月31日現在の発行済株式総数残高は、31,448,560株となっております。また、資本金は、平成28年11月21日に1,000百万円となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成28年11月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
青木 宏憲	金沢市	1,733,336	43.33
青木 孝憲	金沢市	1,333,340	33.33
青木 桂生	白山市	666,660	16.67
青木 幸子	白山市	266,664	6.67
計	-	4,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年11月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,000,000	40,000	単元株式数100株
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	4,000,000	-	-
総株主の議決権	-	40,000	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は当中間会計期間において非上場のため、該当事項はありません。

3【役員の状況】

有価証券届出書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 最高顧問	-	青木 保外志	昭和24年1月2日生	昭和51年6月 有限会社青木二階堂薬局設立監査役 昭和56年3月 有限会社三和薬商代表取締役 昭和60年1月 クスリのアオキ設立代表取締役専務 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成15年8月 同社代表取締役社長 平成24年5月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 平成26年5月 同社取締役最高顧問 平成28年11月 当社取締役最高顧問(現任)	(注)4	2,078,000
取締役	-	吉野 邦彦	昭和33年7月20日生	昭和56年4月 北邦医薬株式会社入社 昭和60年10月 クスリのアオキ入社 平成16年5月 同社執行役員商品部長 平成20年3月 同社執行役員信越地区本部長 平成23年5月 同社執行役員営業本部副本部長兼信越地区本部長 平成24年5月 同社常務執行役員営業本部副本部長兼営業推進室長 平成25年5月 同社常務執行役員営業本部副本部長兼営業推進室長兼近畿東海地区営業担当 平成26年5月 同社常務執行役員商品本部長 平成27年5月 同社常務執行役員商品本部長兼MD企画室長 平成28年5月 同社取締役兼常務執行役員商品本部長兼MD企画室長(現任) 平成28年11月 当社取締役兼常務執行役員グループ商品部門担当(現任)	(注)4	90,000
取締役	-	鶴羽 樹	昭和17年2月11日生	昭和51年6月 株式会社ツル八入社 昭和53年7月 同社取締役 平成6年8月 同社専務取締役 平成8年8月 同社代表取締役専務 平成9年8月 同社代表取締役社長 平成16年8月 クスリのアオキ社外取締役 平成17年8月 株式会社ツル八ホールディングス代表取締役社長 平成19年1月 株式会社くすりの福太郎取締役(現任) 平成20年8月 株式会社ツル八代表取締役社長兼社長執行役員 平成20年8月 株式会社ツル八ホールディングス代表取締役社長兼社長執行役員 平成25年12月 株式会社ハーティウォンツ取締役 平成26年8月 株式会社ツル八代表取締役会長(現任) 平成26年8月 株式会社ツル八ホールディングス代表取締役会長(現任) 平成28年11月 当社社外取締役(現任)	(注)4	18,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	岡田 元也	昭和26年6月17日生	昭和54年3月 ジャスコ株式会社(現イオン株式会社) 入社 平成2年5月 同社取締役 平成4年2月 同社常務取締役 平成7年5月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成14年5月 イオンモール株式会社取締役相談役(現任) 平成14年5月 株式会社CFSコーポレーション社外取締役相談役(現任) 平成15年5月 イオン株式会社取締役兼代表執行役社長 平成16年5月 株式会社カスミ社外取締役相談役(現任) 平成17年11月 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役(現任) 平成24年3月 イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO(現任) 平成26年8月 クスリのアオキ社外取締役(現任) 平成26年11月 ウエルシアホールディングス株式会社取締役(現任) 平成27年2月 イオンリテール株式会社取締役相談役(現任) 平成27年2月 株式会社ダイエー取締役相談役(現任) 平成27年3月 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役(現任) 平成28年11月 当社社外取締役(現任)	(注)4	-
監査役	-	桑島 敏彰	昭和27年1月23日生	昭和49年4月 三井物産株式会社入社 昭和59年7月 カナカン株式会社入社 平成2年4月 同社取締役 平成6年2月 北陸冷蔵株式会社社外取締役 平成12年4月 カナカン株式会社代表取締役社長 平成22年6月 コカ・コーラカスタマーマーケティング株式会社入社 平成23年4月 同社執行役員トレードマーケティング統括部長 平成24年1月 同社執行役員第二営業本部長 平成25年9月 アトム運輸株式会社(現 株式会社シンクラン)入社 平成25年11月 同社取締役副社長(現任) 平成26年8月 クスリのアオキ社外監査役 平成28年11月 当社社外監査役(現任)	(注)5	-
監査役	-	中村 明子	昭和34年12月30日生	平成4年4月 弁護士登録 平成4年4月 わかくさ法律事務所入所 平成6年2月 松本洋武法律事務所(現在に至る) 平成26年3月 株式会社北國新聞社社外監査役(現任) 平成26年8月 クスリのアオキ社外監査役 平成28年11月 当社社外監査役(現任)	(注)5	-

(注)1. 取締役最高顧問青木保外志は、取締役会長青木桂生の実弟であります。

2. 取締役鶴羽樹、岡田元也は、社外取締役であります。

3. 監査役桑島敏彰、中村明子は、社外監査役であります。

4. 任期 平成29年5月20日までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 任期 平成32年5月20日までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会活性化のため執行役員制度を導入しております。
執行役員は以下のとおりであります。（ は取締役兼務を表しております。）

役名	職名	氏名
社長執行役員	グループ開発部門担当	青木 宏憲
専務執行役員	グループ店舗運営部門担当	青木 孝憲
常務執行役員	グループ商品部門担当	吉野 邦彦
常務執行役員	グループ管理部門担当	八幡 亮一

7. 当社は、法令に定める監査役に員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
森岡 真一	昭和52年3月18日生	平成15年11月 弁護士登録 平成17年8月 兼六法律事務所（現弁護士法人兼六法律事務所）入所（現在に至る）	（注）	-

（注）補欠監査役の任期は、就任した時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	青木 孝憲	平成28年11月20日

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役会長	-	取締役	-	青木 桂生	平成28年11月21日
取締役	グループ管理部門担当	取締役	-	八幡 亮一	平成28年11月21日
常勤監査役	-	監査役	-	廣田 和男	平成28年11月21日

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性9名 女性1名（役員のうち女性の比率10%）

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 平成28年5月16日開催の定時株主総会決議により定款を変更し、事業年度を5月21日から5月20日までと変更しました。その経過措置として前事業年度は、平成28年4月1日から平成28年5月20日までとなっております。このため、前中間会計期間にかかる中間財務諸表は作成していないため、以下に掲げる中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書の前中間会計期間については、記載を省略しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（平成28年5月21日から平成28年11月20日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社には子会社はありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年5月20日)	当中間会計期間 (平成28年11月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	0	2
繰延税金資産	0	7
未収還付法人税等	6	3
未収消費税等	-	0
立替金	0	0
預け金	-	0
流動資産合計	7	13
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	25,840	18,820
投資その他の資産合計	25,840	18,820
固定資産合計	25,840	18,820
資産合計	25,847	18,833
負債の部		
流動負債		
未払金	0	17
未払法人税等	0	-
預り金	0	0
賞与引当金	-	2
流動負債合計	1	19
固定負債		
繰延税金負債	8,757	5,686
役員退職慰労引当金	-	1
固定負債合計	8,757	5,687
負債合計	8,758	5,707
純資産の部		
株主資本		
資本金	3	3
利益剰余金		
利益準備金	-	0
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	154	140
利益剰余金合計	154	140
株主資本合計	157	144
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,931	12,982
評価・換算差額等合計	16,931	12,982
純資産合計	17,089	13,126
負債純資産合計	25,847	18,833

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成28年5月21日 至 平成28年11月20日)
売上高	31
売上原価	-
売上総利益	31
販売費及び一般管理費	42
営業損失()	10
営業外収益	
受取利息	0
その他	0
営業外収益合計	0
営業外費用	0
経常損失()	10
税引前中間純損失()	10
法人税、住民税及び事業税	-
法人税等調整額	7
法人税等合計	7
中間純損失()	3

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成28年5月21日 至 平成28年11月20日）

（単位：百万円）

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金				その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3	-	154	154	157	16,931	16,931	17,089
当中間期変動額								
新株の発行	0				0			0
利益準備金の積立		0	0	-	-			-
剰余金の配当			9	9	9			9
中間純損失（ ）			3	3	3			3
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						3,949	3,949	3,949
当中間期変動額合計	0	0	14	13	13	3,949	3,949	3,962
当中間期末残高	3	0	140	140	144	12,982	12,982	13,126

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成28年5月21日 至 平成28年11月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失()	10
賞与引当金の増減額(は減少)	2
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1
未払金の増減額(は減少)	16
受取利息	0
その他	0
小計	9
利息の受取額	0
法人税等の支払額	4
法人税等の還付額	6
営業活動によるキャッシュ・フロー	11
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	0
配当金の支払額	9
財務活動によるキャッシュ・フロー	9
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1
現金及び現金同等物の期首残高	0
現金及び現金同等物の中間期末残高	2

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

3. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって計算しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収消費税等」として表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成28年5月21日 至 平成28年11月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1, 2	60	3,999,940	-	4,000,000
合計	60	3,999,940	-	4,000,000

(注)1. 普通株式の発行済株式の増加のうち3,999,900株は、平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を66,666株の割合にて分割する株式分割を行ったことによる増加であります。

2. 普通株式の発行済株式の増加のうち40株は、平成28年8月1日を払込日とする第三者割当増資による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年8月18日 定時株主総会	普通株式	9	166,665	平成28年5月20日	平成28年9月30日

(注)平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を66,666株の割合にて分割する株式分割を行っております。当該1株当たり配当額を株式分割後で記載すると2円50銭となります。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成28年5月21日 至 平成28年11月20日)
現金及び預金勘定	2百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	2

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
前事業年度(平成28年5月20日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	0	0	-
(2) 未収還付法人税等	6	6	-
(3) 投資有価証券	25,840	25,840	-
資産計	25,847	25,847	-
(1) 未払金	0	0	-
(2) 未払法人税等	0	0	-
負債計	0	0	-

当中間会計期間(平成28年11月20日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	2	2	-
(2) 未収還付法人税等	3	3	-
(3) 未収消費税等	0	0	-
(4) 投資有価証券	18,820	18,820	-
資産計	18,826	18,826	-
(1) 未払金	17	17	-
負債計	17	17	-

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収還付法人税等、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成28年5月20日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	25,840	151	25,688
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	25,840	151	25,688
合計		25,840	151	25,688

当中間会計期間(平成28年11月20日)

	種類	中間貸借対照表計上 額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	18,820	151	18,668
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	18,820	151	18,668
合計		18,820	151	18,668

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 平成28年5月21日 至 平成28年11月20日)

当社は、純粋持株会社であり、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 平成28年5月21日 至 平成28年11月20日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社クスリのアオキ	31	-

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年5月20日)	当中間会計期間 (平成28年11月20日)
1 株当たり純資産額	4,272.30円	3,281.55円

(注) 1 . 当社は平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を66,666株の割合にて分割する株式分割をおこなっております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算定しております。

2 . 当社は平成28年8月1日を効力発生日として、第三者割当増資40株をおこなっております。

1 株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自平成28年5月21日 至平成28年11月20日)
1 株当たり中間純損失金額 ()	0.97円
(算定上の基礎)	
中間純損失金額 () (百万円)	3
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る中間純損失金額 () (百万円)	3
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,999,984

(注) 1 . 当社は平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を66,666株の割合にて分割する株式分割を行っております。

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純損失金額を算定しております。

2 . 当社は平成28年8月1日を効力発生日として、第三者割当増資40株をおこなっております。

3 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

株式交換による持株会社体制への移行

当社は、平成28年8月18日開催の当社及びクスリのアオキの定時株主総会において承認された、当社を株式交換完全親会社、クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換契約の効力が平成28年11月21日に発生したことにより、同日付けで持株会社体制に移行いたしました。

本株式交換の実施に伴い、クスリのアオキ株式は平成28年11月16日に上場廃止となり、当社株式は平成28年11月21日に東京証券取引所市場一部に上場いたしました。

1. 取引の目的

当社グループが属するドラッグストア業界は、厳しい出店競争や価格競争、M & Aによる業界再編に加え、平成21年6月に行われた旧薬事法改正に伴い、他業種の参入によって経営環境の厳しさが増す中、当社グループは、さらなる成長を目指す上で、今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現するためには、経営における意思決定の迅速化やM & A等を活用した事業規模の拡大を図る必要があります、そのための組織体制として、監督機能と業務執行機能を分離してグループ経営管理を強化することを目的として持株会社体制へ移行いたしました。

本株式交換の効力発生により、株式交換前においては創業家が株主である当社によるクスリのアオキ株式の間接保有が、株式交換後においては創業者各人による当社株式の直接保有となり、当社の株主構成の透明性が向上することによる当社グループのガバナンス強化も持株会社体制移行の目的であります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、逆取得となる株式交換の会計処理(株式交換完全子会社が取得企業となる場合)を適用いたします。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類
平成28年8月2日北陸財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書
平成28年8月19日北陸財務局長に提出
平成28年8月2日提出の有価証券届出書（組織再編成・上場）に係る訂正届出書であります。
平成28年9月30日北陸財務局長に提出
平成28年8月2日提出の有価証券届出書（組織再編成・上場）及び平成28年8月19日提出の有価証券届出書（組織再編成・上場）に係る訂正届出書であります。
平成28年11月4日北陸財務局長に提出
平成28年8月2日提出の有価証券届出書（組織再編成・上場）及び平成28年8月19日提出の有価証券届出書（組織再編成・上場）及び平成28年9月30日提出の有価証券届出書（組織再編成・上場）に係る訂正届出書であります。
- (3) 臨時報告書
平成28年8月19日北陸財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権証券の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。
平成28年11月21日北陸財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (4) 臨時報告書の訂正報告書
平成28年11月21日北陸財務局長に提出
平成28年8月19日提出の臨時報告書（新株予約権証券の発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年 2月20日

株式会社クスリのアオキホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 亘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 義浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クスリのアオキホールディングスの平成28年5月21日から平成29年5月20日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成28年5月21日から平成28年11月20日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クスリのアオキホールディングスの平成28年11月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成28年5月21日から平成28年11月20日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は、平成28年8月18日開催の定時株主総会において承認された、会社を株式交換完全親会社、株式会社クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換契約の効力が平成28年11月21日に発生したことにより、同日付けで持株会社体制に移行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。